

「身体拘束等最小化のための指針」

1. 病院における身体拘束等の最小化に関する基本的考え方

当院では、患者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員1人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、常に身体拘束等廃止に向けた意識を持ち、原則として実施しない。身体拘束等を実施する際は、安全確保の目的で、やむを得ない場合のみおこなう。そして、その必要性を慎重に判断し、家族にできる限り説明して実施するように努める。その制限は状況に応じて、効果的な方法で、必要最小限（最も制限の少ない方法、短い期間）になるようにする。

2. 委員会及び検討会について

身体拘束等の最小化を図るための会議として身体拘束等最小化委員会を設置する。身体拘束等最小化委員会については、次のことを検討する。

- 身体拘束をおこなうにあたり、3要件を満たした実施内容であるか確認・検討する。
- 身体拘束がやむを得ない理由であるか、かつ最小限の取り組みであるかを確認する。
- 主治医、看護師、コメディカル等を含めた適時適切なカンファレンスを実施し評価を行っているかの確認を行う。また、記録の有無を確認する。
- 職員対象に身体拘束等最小化に向けた研修会をおこなう。

3. 研修について

身体拘束等最小化のための研修を年2回開催する。

4. 本指針の閲覧について

身体拘束等最小化のための指針は、当院マニュアルに綴り、職員が閲覧可能とするほか、当院ホームページに掲載し、いつでも患者様・ご家族様が閲覧できるようにします。

令和8年5月1日